

令和8年度 都市環境の日委員会 年間事業フレーム(案)

定款第4条 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に関する専門的な知識の普及と技術の向上により、ビルメンテナンス業界の資的向上を図り、多数の者が使用し、または利用する建築物における衛生的な環境の確保を期するとともに、地域環境美化等に取り組むことによって、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に、公益事業を主体として、次のとおり事業計画を策定し積極的に取り組むこととする。

都市環境の日委員会

委員長 人見 嘉伸

事業名	2026年						都市環境の日委員会 年間事業フレーム 2027年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
都市環境の日			○		○	○	○					
			委員会開催		委員会開催	委員会開催	10月2日					

* 都市環境の日開催日は、10月2日(金)県庁1号館・中庭で出発式と閉会式を執り行って、県庁から神戸市役所までの3ルート(両サイド)の清掃奉仕活動を行います。

* 出発式は、12時50分から兵庫県建築物環境衛生連絡協議会の幹部(会長・副会長・常任幹事・幹事等)の皆様と県庁の幹部(知事・保健医療部長・次長・福祉部長・環境部長・次長・生活衛生課長・環境整備課長)の皆様が出席します。(井上会長と齋藤知事の2人からご挨拶・激励の挨拶・永見部会長から注意事項等説明をしてから各班にわかれて出発します。)

* 閉会式は、15時30分から中井副会長と犬伏県生活衛生課長の2人からご挨拶・収集したゴミの分別作業・参加賞品の配付・後片付けで終了。)

* 委員会の開催は、6月、8月、9月に開催し、第28回「都市環境の日」事業計画書の作成、役割分担(設営業者への発注・生田警察署への届け出書類、司会者・掃除用具・飲み物等の手配を行います。10月2日の事業終了後、2週間以内に委員会(反省会)を開催します。

* 後援名義の申請書と事後報告書の作成。(兵庫県・神戸市・兵庫労働局・近畿地方環境事務所・神戸新聞社・朝日新聞神戸総局・読売新聞神戸総局・毎日新聞神戸支局・産経新聞社・NH系神戸放送局・ラジオ関西・サンテレビジョン・(社福)兵庫県社会福祉事業団・総合リハビリテーションセンター等)

* 今後、令和9年度から県庁舎1・2号館の解体作業が始まることから、出発式・閉会式の会場の検討作業について、委員会を随時に開催します。